

【身体的拘束最小化のための指針】

管理番号	E010g000-0450
作成者	患者ケア委員会
作成日	2025年 2月 28日
最終改版日	年 月 日
版数	第1版

目次

【身体的拘束最小化のための指針】	1
目次	2
改定履歴	3
第1 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方	4
第2 基本方針	4
1 身体的拘束の原則禁止	4
2 身体的拘束禁止に取り組む姿勢	4
3 日常ケアにおける基本方針	4
第3 身体的拘束最小化のための体制	4
第4 身体的拘束を行う場合の対応	5
第5 向精神薬等薬剤使用上のルール	5
第6 この指針の閲覧について	5

第1 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

公立八女総合病院では病院理念の基、適切で良質な医療を公平に継続して受ける患者の権利を保障している。そのため身体的・精神的に弊害をもたらすおそれのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しない診療・看護の提供に努める。

第2 基本方針

1 身体的拘束の原則禁止

当院は、患者や他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を禁止する。

この指針でいう身体的拘束は、抑制帯等患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

2 身体的拘束禁止に取り組む姿勢

- (1) 患者が問題行動に至った経緯をアセスメントし、問題行動の背景を理解する。
- (2) 身体的拘束をすぐに行う必要があるかを複数名で評価し、身体的拘束をしなくてもよい対応を検討する。
- (3) 多職種によるカンファレンスを実施し、身体的拘束の必要性や患者に適した用具であるか等を評価する。
- (4) 身体的拘束は一時的に行うものであり、毎日カンファレンスを行い身体的拘束解除に向けて取り組む。

3 日常ケアにおける基本方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- (1) 患者主体の行動、尊厳を尊重する。
- (2) 言葉や対応などで、患者等の精神的な自由を妨げない。
- (3) 患者の想いをくみとり、患者の意向に沿った医療・ケアを提供し多職種で患者に応じた丁寧な対応に努める。
- (4) 身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。
- (5) 薬物療法、非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する。

第3 身体的拘束最小化のための体制

身体的拘束を最小化することを目的として、身体的拘束最小化チームを設置する。

身体的拘束最小化チームの役割

- (1) 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
- (2) 身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- (3) 定期的に本指針・身体的拘束に係るマニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。
- (4) 身体的拘束最小化のための職員研修を行う。

第4 身体的拘束を行う場合の対応

(1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う要件

患者や他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、患者・ご家族への説明、同意を得た上で例外的に必要な最低限の身体的拘束を行うことができる。

切迫性：患者本人や他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと。

非代替性：身体的拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと。

一時性：身体的拘束が必要最低限の期間であること。

(2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意

(1)の3要件については、医師・看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し、患者・ご家族等への説明と同意を得て行うことを原則とする。

本人や他の患者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、患者ケアマニュアル内の「身体的拘束」に基づいて実施する。

第5 向精神薬等薬剤使用上のルール

薬剤の使用については身体的拘束とはならないが、患者・ご家族等に説明し同意を得て使用する。

- (1) 不眠時や不穏時の薬剤指示については、医師、看護師、必要時には薬剤師と協議し対応する。
- (2) 行動や精神症状を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、薬剤の必要性和効果を評価し、必要な深度を超えないよう適正量の使用を検討する。

第6 この指針の閲覧について

身体的拘束最小化のための指針は、全ての職員が閲覧可能とするほか、院内掲示、当院ホームページに掲載しいつでも患者さんご家族が閲覧できるよう公表する。